

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第6号

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年瀬戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで <省略>	(期末手当) 第5条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで <省略>
3 <省略>	3 <省略>

第2条 濑戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 <省略>	第5条 <省略>
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の155</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の150</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)から(4)まで <省略>	(1)から(4)まで <省略>
3 <省略>	3 <省略>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(給与の内扱)

2 第1条に規定する改正後の瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下この項において「条例」という。）の規

定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。